附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項及び第二十六条第二項並びに附則第五条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ヘ中「総括審議官」の下に「、金融国際政策審議官」を加える。

内閣総理大臣　菅　**直**人

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第六十三号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	八九三人	うち、一四人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、六九三人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	五、三三六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五二、四九三人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八〇二人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、七五七人	うち、一四八人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、六〇九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一九〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三二、四六三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、一九一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、五八二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	六〇、二三二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	一、二五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、九八五人	うち、二一、九五四人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九五、六七二人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇一八人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	七九九人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、七三二人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、〇三七人は、警察官の定員とする。
金融庁	一、五三七人	
消費者庁	二七〇人	

第三条中「四、七六九人」を「四、六八一人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十三年六月三十日までの間	一三、七〇九人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年七月一日から同年八月三十一日までの間	一三、七一九人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年九月一日から同年九月三十日までの間	一三、七二一人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年十月一日から同年十月三十一日までの間	一三、七一二人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年十一月一日から同年十二月三十一日までの間	一三、七一一人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成二十三年六月三十日までの間	五、三九五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十三年七月一日から同年九月三十日までの間	五、三八九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成二十三年九月三十日までの間	五二、五六〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八二一人は、検察庁の職員の定員とする。